

相続人の9割が
煩わしいと感じる
相続関連手続き

遺産整理と 相続に関わる税金の話

 相続・贈与相談センター®
アイリス税理士法人

社会保険労務士玉上事務所
玉上 信明（たまがみ のぶあき）



相続・贈与相談センターのご紹介



相続・贈与相談センターは
全国100地域の加盟会計事務所と
相続コンサルタントにより
構成された全国組織です。

個人と社長の**相続や事業承継の
悩みに対応できる地域ナンバー1**
事務所を目指しております。

各士業や企業との連携により、
税法・不動産・保険等、相続・贈与に関する
ワンストップサービスが受けられます。

自己紹介

1950年 大阪府高槻市に生まれる

1974年 京都大学法学部卒業

同年 住友信託銀行（現三井住友信託銀行）入社

2015年 同社65歳定年退職・社会保険労務士開業

最近の主なセミナー等

「産業廃棄物処理業界における『働き方改革』」
(2019年6月：全国産業資源循環連合会（産業廃棄物処理業の全国組織）定時総会講演)

「コロナウイルス対応と企業の課題&テレワーク」
(2020年5月：リーガル・リスクマネジメント研究機構セミナー)

目次

1

主な相続手続きの流れ

2

相続人への負担が大きい業務とは

3

相続に関わる税金の話



1

主な相続手続きの流れ

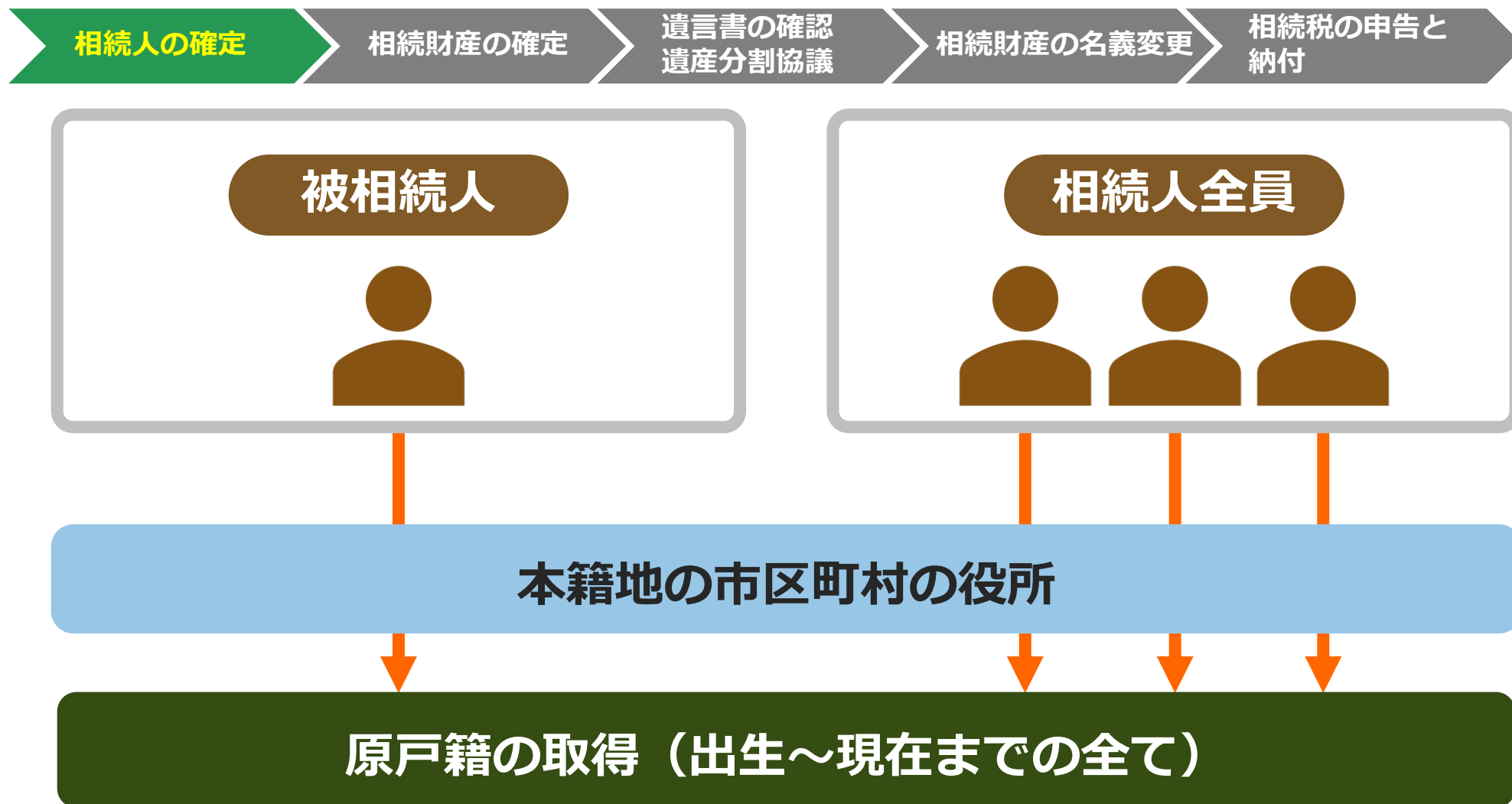


主な相続手続きの流れ



相続発生から10か月以内

相続人の確定



※ 結婚、死亡など除籍した場合も必要

相続財産の確定



遺言確認・遺産分割協議

相続人の確定

相続財産の確定

遺言書の確認
遺産分割協議

相続財産の名義変更

相続税の申告と
納付



遺言書の
確認



- ・ 遺言とは違った分割をしたい
- ・ 遺言執行人の同意を得ている
- ・ 遺言内で遺産分割を禁止していない

遺産分割協議



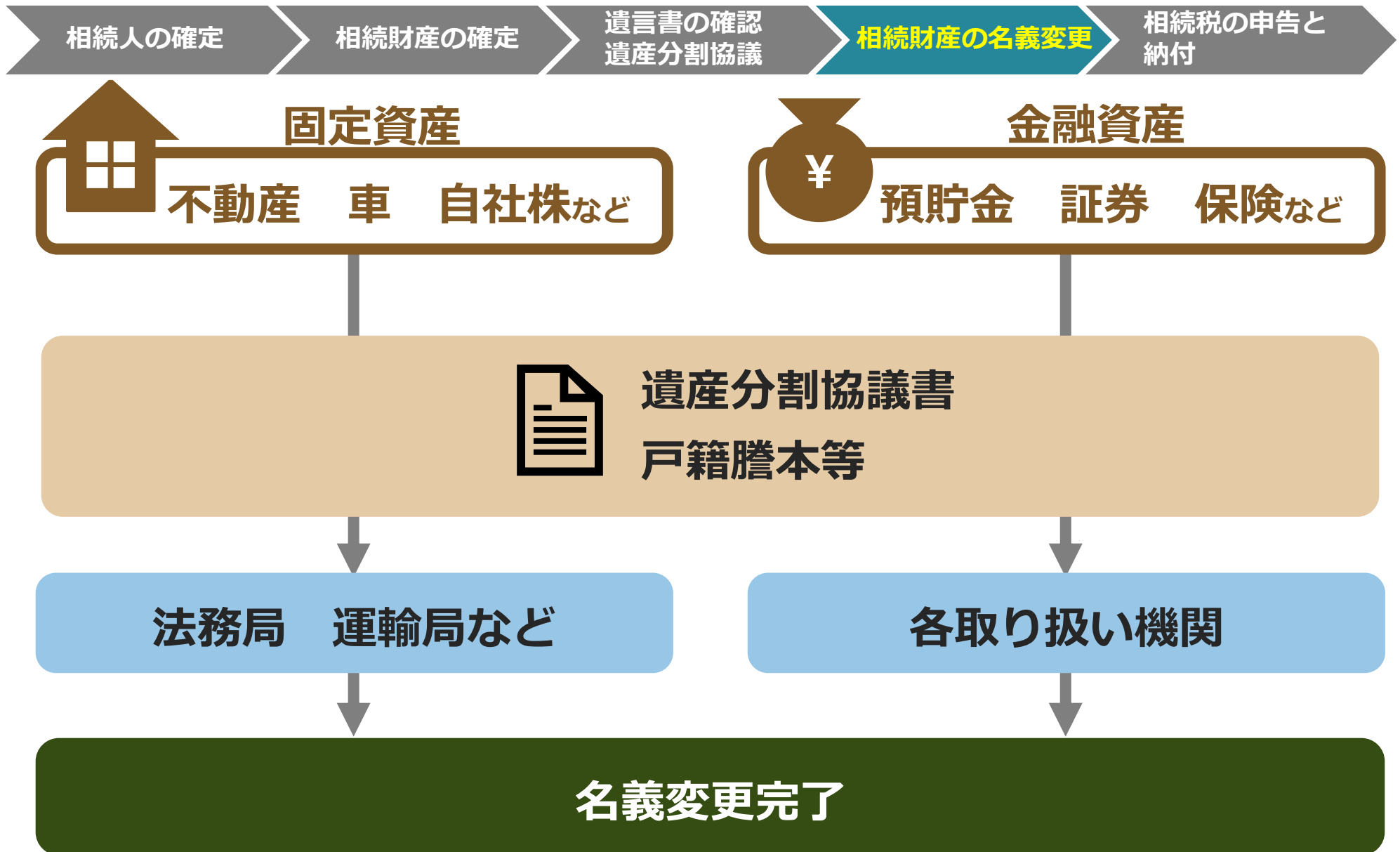
合意

不服

遺産分割協議書の作成

家庭裁判所へ

相続財産の名義変更



相続税の申告と納付

相続人の確定

相続財産の確定

遺言書の確認
遺産分割協議

相続財産の名義変更

相続税の申告と
納付

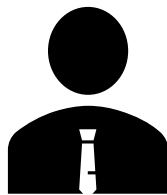
相続発生

翌日から10カ月以内

相続税の申告・納付

現金一括
納付が原則

税理士



相続人

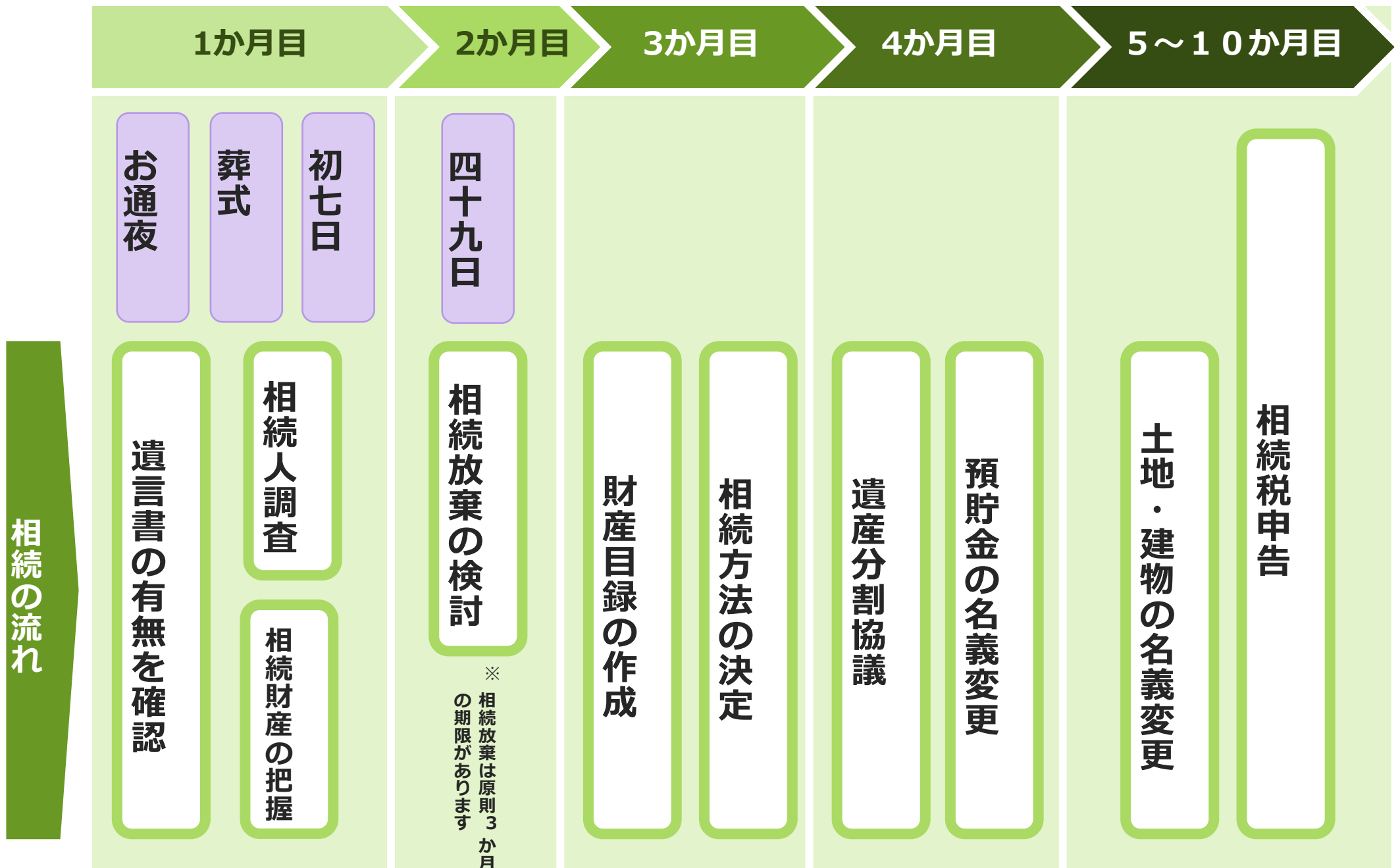


2

相続人への負担が大きい 業務とは



相続発生から申告までの時間の流れ



相続人の9割が煩わしいと感じる業務

相続人の確定

その1

なぜ、相続人の確定が煩わしいのか？

→ 確定に3カ月以上かかることもあるからです！



夫の家族は私と長男と長女だから
相続人は3人ね。夫の戸籍確認もしたわ



相続人の確定には、**原戸籍**の確認も必要です。

原戸籍とは

正式名称は改製原戸籍（かいせいげんこせき 通称はらこせき）

被相続人が生まれてから死亡するまでの

すべての戸籍情報が載っている

被相続人の出生した町の役所に保管されている

**全員相続権
あり**

原戸籍で判明すること

被相続人の隠し子

除籍した子
(婚姻 養子)

被相続人より先に
死亡した子

すでに死亡している場合

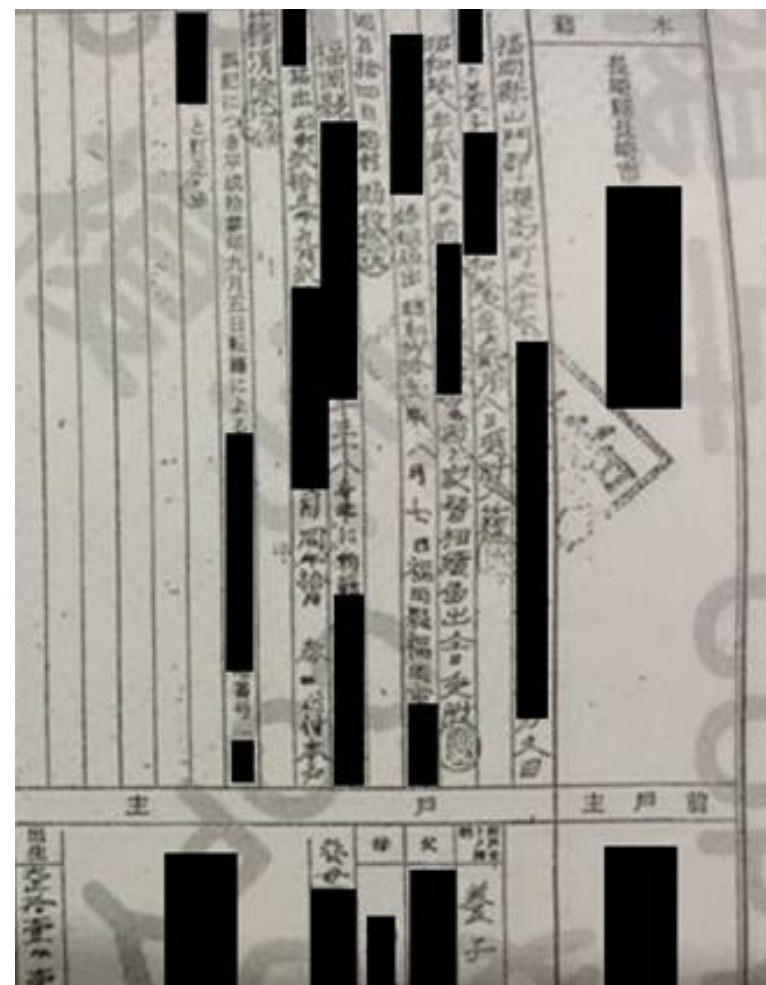
その子供に**代襲相続権**がある。

この場合は亡くなっている相続人の原戸籍も取得する必要がある

原戸籍とは

原戸籍の取得は、実は簡単なことではない

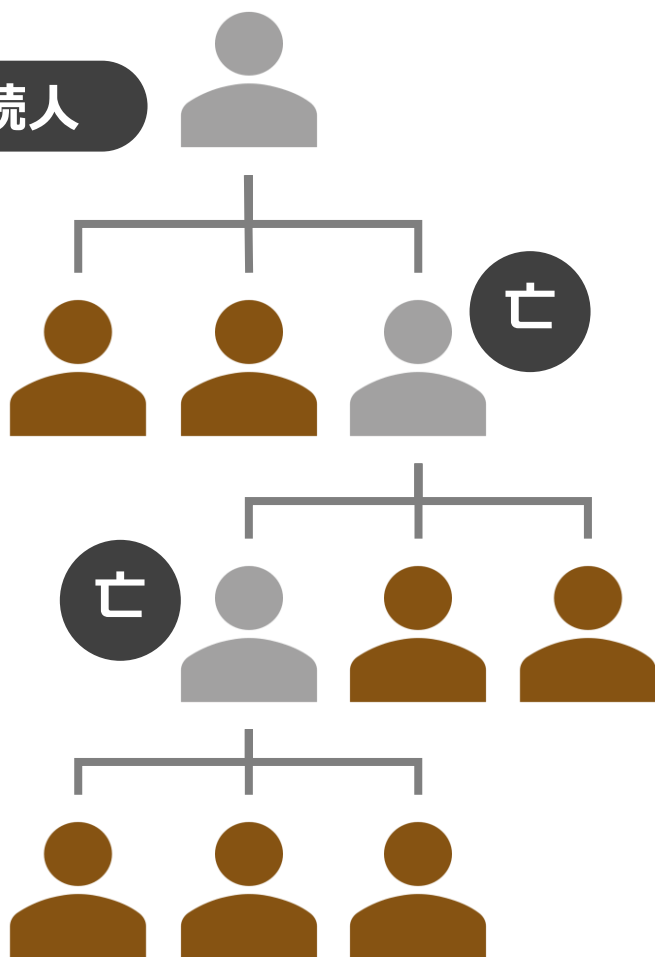
- 出生した町が統廃合され、役所の場所が変わっている
- 役所に聞くと「ウチには保管されていない」とタライ回し
- 高齢の方の原戸籍は、古文の解読の様に難しい



原戸籍とは

取得方原戸籍の取得は、実は簡単なことではない

被相続人



亡くなった子供の
原戸籍も必須

被相続人の原戸籍で相続人を確定（死亡、除籍含む）し、その子供が亡くなっていれば、その子供の代襲相続人を確定させるために、亡くなっている子供の原戸籍も確認が必要。

高齢の方が被相続人の場合、
膨大な時間がかかる

財産確定

相続人と財産を確定させないと

- ① 相続の方法が決まらない（単純承認／限定承認／放棄）
- ② 遺産分割が決まらない
- ③ 相続税申告ができない（原則10カ月以内に申告）



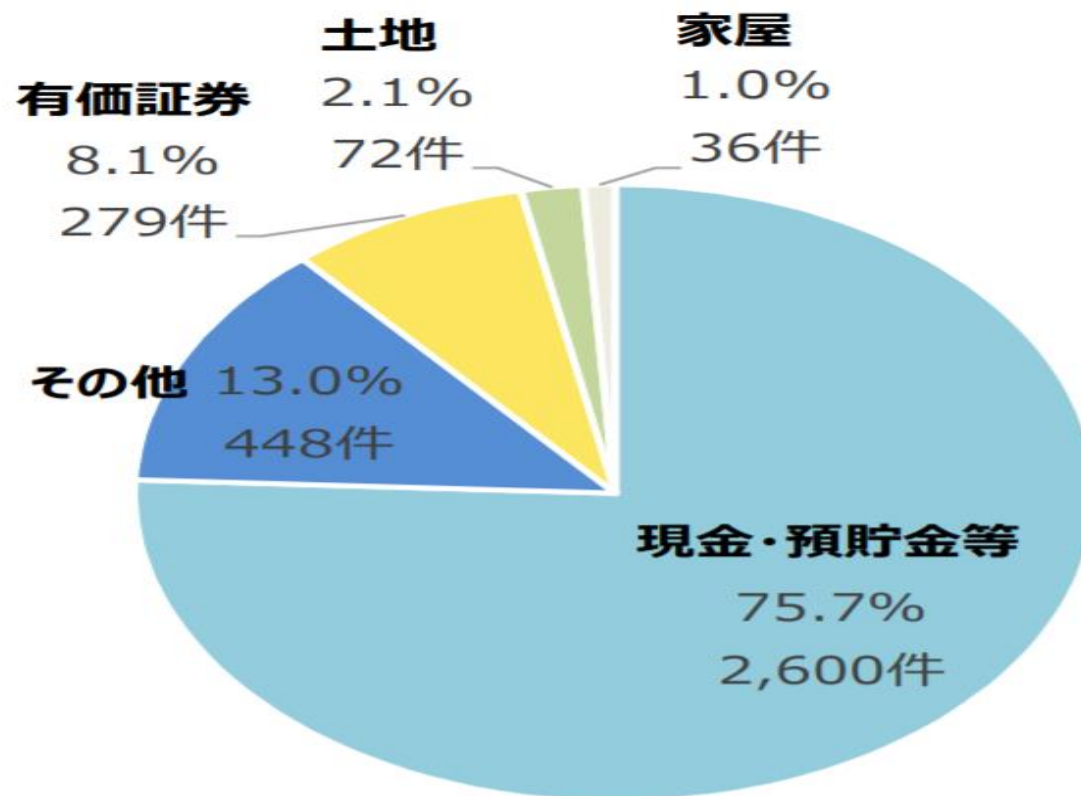
親父の財産は預貯金と自宅と保険のみ
通帳も保険証書も固定資産名寄せ帳も確認
した



名義預金、ネットバンク、電子化証券、賃借権や請求権
など調べにくい財産があります

名義預金

名義預金とは、子供への貯蓄として子供の名義にしている口座があるが、印鑑、通帳などを親が管理している預金です。国税庁の調査で、相続財産とされることがあります。



相続人が確認する方法

- ① 親族名義の預金の流れを調べる
- ② 金融機関に開示請求をする

ただし、全国の全ての口座を調べるのは困難

出典：国税庁HP 令和元事務年度における相続税の調査の状況について

ネットバンクや証券に関して

インターネットバンキングや電子化された証券（紙の証書が無い）は存在自体を相続人が気づきにくい。

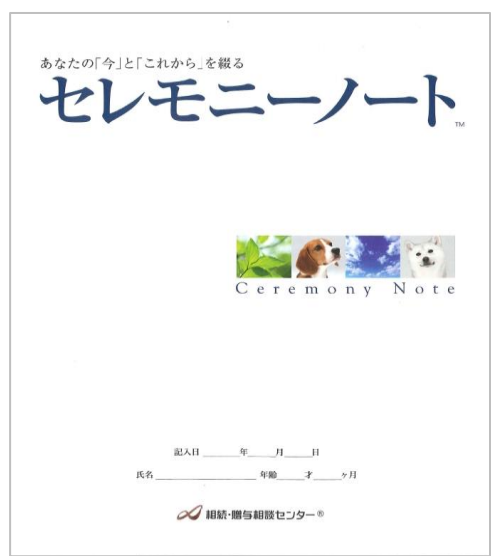
また、財産を見つけてもIDやパスワードなどが分からない場合は、

「相続税は支払うが、使う事はできない財産」となってしまうことも。

相続後に確認する方法

- キャッシュカード
- 郵送物（金融機関からの通知など）
- 他で口座取引を確認済の金融機関に取引明細を依頼

被相続人が事前に財産状況をセレモニーノートに記載しておくのがベスト！



財産について				
地 所	譲り受けた財産		自分で買った財産	
	() 年前	現在	() 年前	現在
土地 建物 				
預貯金 				
その他 				
計				

↓ ↓

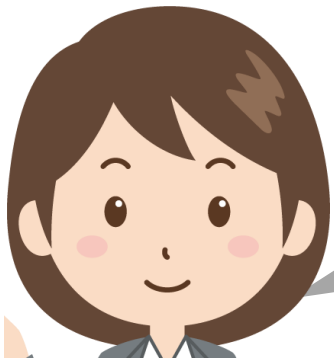
今の財産総額 円

・ 預貯金について ・	
【金融機関名】	【支店名】
【預金種類】	【口座番号】
【口座名義】	【インターネットバンキング】 ☐ あり ☐ なし
【貸金庫】 ☐ 使用している(名義:) ☐ していない	
【金融機関名】	【支店名】
【預金種類】	【口座番号】
【口座名義】	【インターネットバンキング】 ☐ あり ☐ なし
【貸金庫】 ☐ 使用している(名義:) ☐ していない	

名義変更・各種手続き

相続発生後の手続きは、慣れないと思うように進みません。

保険の受給など手続き漏れにより失効するものや、解約したいのに月額利用料の支払いが止まらないなど無駄が発生してしまいます。



父名義の公共料金、住宅ローンなど把握しているので安心。



相続発生から、さまざまな名義変更や手続きを済ます必要があります。
必要な手続きは70項目以上。（財産の確定など除く）これらを葬祭や
日常業務と並行して行う事は非常に負担がかかります。

相続発生後の手続き一覧表 ①

大枠	期日	項目
死亡直後	亡くなった直後	葬儀社手配
		死亡診断書
		医療費精算
	死亡を知ってから7日以内	死亡届
	告別式までもしくは死亡後8日以内	火葬（埋葬）許可申請
	告別式後速やかに	葬儀費用精算
	死後速やかに	立替金管理表作成
		預貯金の確認
	死後14日以内	年金の請求
		年金の停止
		介護保険資格停止
		健康保険喪失届と保険証返却
		世帯主変更手続き
公共・支払い金	死後速やかに	電話
		電気
		ガス
		水道
		インターネット
		家賃
		会員費
		クレジットカード解約
民間保険	死後～3年以内	生命保険の請求
	死後速やかに	医療保険の請求
国民健康保険	死後～2年以内	葬祭費の請求
健康保険	死後～2年以内	埋葬料もしくは埋葬費の請求

相続発生後の手続き一覧表 ②

大枠	期日	項目
健康保険	死後～2年以内	葬祭費の請求
		家族埋葬費
	死後速やかに	高額医療費請求
国民年金手続き	死後～2年以内	国民年金死亡一時金
国民年金	死後～5年以内	寡婦年金
		遺族基礎年金
厚生年金	死後～5年以内	遺族厚生年金
その他保険	団体による	団体弔慰金 共済年金
	死後～5年以内	簡易保険
労災保険	死後～2年以内	葬祭料
	死後～5年以内	遺族補償給付
還付	準確定申告時	医療控除還付手続き
相続	死後速やかに	遺言書確認
		財産の確認
		財産の評価
	相続開始から3カ月以内	相続放棄 限定承認
	相続開始から4カ月以内	準確定申告
	死後速やかに	遺産分割協議書
		預金名義変更
		不動産の相続登記
		借地・借家契約書の変更
		住宅ローン手続き
		賃貸住宅解約・変更
		扶養控除の異動手続き
		特許権

相続発生後の手続き一覧表 ③

大枠	期日	項目
相続	死後速やかに	著作権
		貸付金
		保証金
		債務 借入れ
		持ち株の名義変更
		その他名義変更
	死後～10か月以内	相続税申告 納付
	死後速やかに	自動車登録変更
		自動車納税手続き
		自動車保険請求
		運転免許証返却
		会員権の名義変更・終了手続き
返却	死後速やかに	資格証返却
	死亡後1ヶ月以内	リース レンタルサービス
		雇用保険受給証返却
	死後速やかに	障がい者手帳返却
勤務先	死後速やかに	各所属団体退会申請
		死亡退職届
		退職金 給与申請
		身分証 社員証返却
戸籍関係の変更	死後速やかに	健康保険証返却
		復氏届
		婚姻関係終了届
		子供の氏変更許可申請書
		改葬許可申請書

これらは一部です。

上記のような手続きなどを

期日に行うため

労力・時間が非常にかかります。

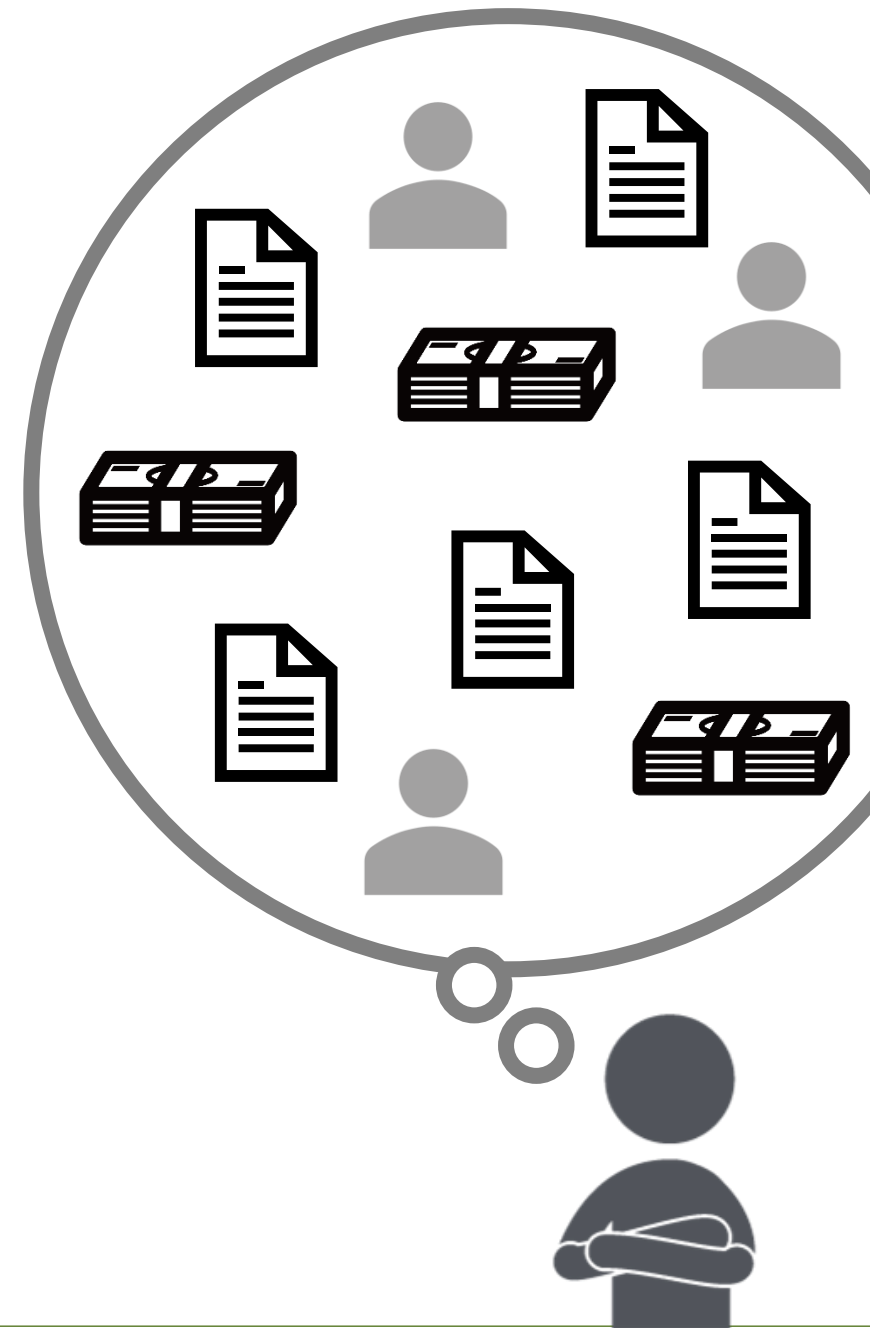
3

相続に関わる税金の話



相続関連で必要となる税金

- 相続税
- 贈与税
- 準確定申告
- 換価分割による譲渡所得税
- 相続後の確定申告



相続税に関して

相続税で課税される財産は以下のように分類されます。

課税される財産

- 本来の相続財産
- みなし相続財産
- 相続開始前 3 年以内の贈与財産

課税されない財産

- 非課税財産

財産の価額から 控除するもの

- 債務・葬式費用

課税される財産

本来の相続財産

- 不動産（土地、建物）
- 預貯金、現金
- 株式・投資信託
- 動産（車・家具・貴金属等）

相続開始前 3 年以内 の贈与財産

みなし相続財産

- 死亡保険金
- 死亡退職金
- 生命保険契約に関する権利

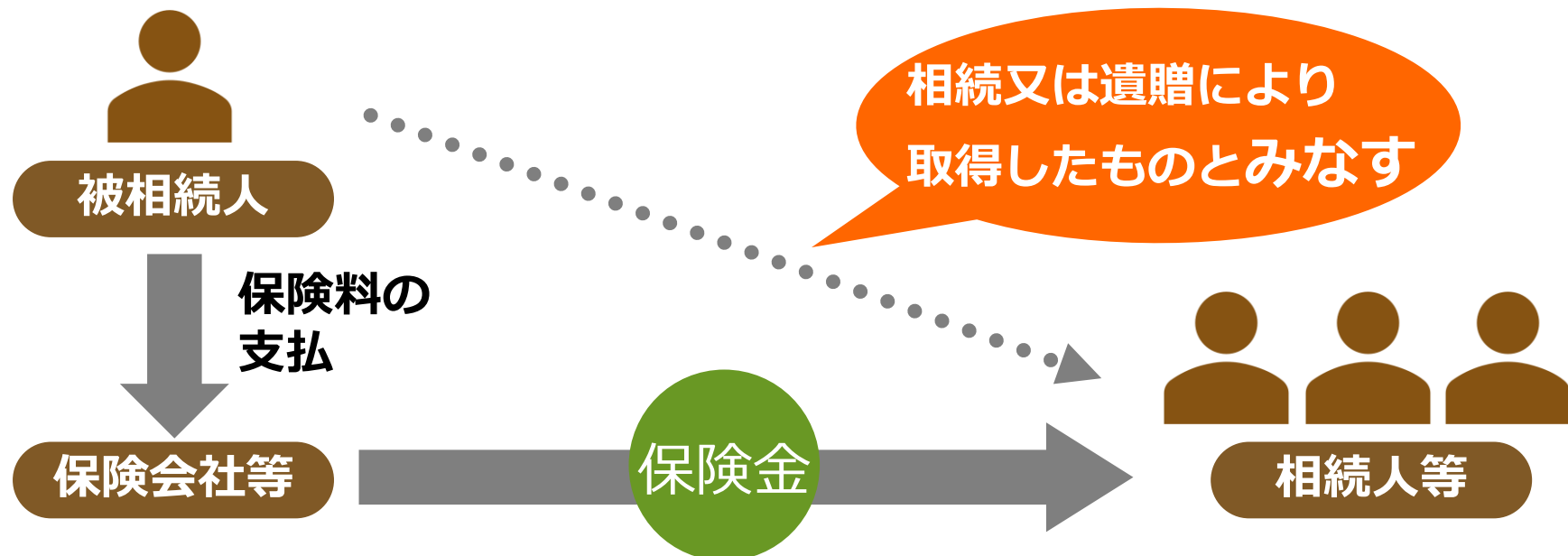
等が挙げられます。

本来の相続財産 と みなし相続財産

① 本来の相続財産（民法上の相続財産）



② みなし相続財産（例：生命保険金等）



非課税財産・債務

非課税財産

- お墓
- 仏壇
- 国に寄付した財産

債務、葬式費用

- 住宅ローン等の金融機関からの借入
- 治療費・入院費などの医療費の未払い分
- 未納の税金
- 葬式費用

等が挙げられます。

相続税の計算の基本

① 課税される財産－非課税の財産－債務＝課税財産総額

② 課税財産総額－（基礎控除：3,000万円＋法定相続人数×600万円）
＝相続税の対象価格となる

（税額が0円以下の場合には相続税は発生しませんが、遺産整理や準確定申告、不動産登記など一部の業務は必要です）

相続税対象価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

贈与税に関して

贈与は目的（財産の生前承継 相続税対策）をもって行う。
また、各種特例があるので、計画的に行う事が必要

贈与の種類 (一部)

- 暦年贈与
- 相続時精算課税制度
- 住宅取得資金の一括贈与
- 配偶者の住宅等取得のための一括贈与
- 教育資金の贈与

贈与できる財産

基本的には相続と同じ

贈与は相続と違って「**契約行為**」

- 贈与契約書を作成し第3者に証明できるようにする
- 被相続人の死亡を条件に行う贈与を「遺贈」「死亡贈与契約」という

贈与税の計算の基本

課税される財産 — 110万円 = 贈与税の課税対象価格となる

(贈与者との関係によって税率が変わります)

贈与税課税対象価格	2020年4月1日時点	
	直系尊属から20歳以上の者が受ける贈与（特例税率）	左記以外（一般税率）
200万円 以下	10%	10%
300万円 以下	15%	15%
400万円 以下		20%
600万円 以下	20%	30%
1,000万円 以下	30%	40%
1,500万円 以下	40%	45%
3,000万円 以下	45%	50%
4,500万円 以下	50%	55%
4,500万円 超	55%	

● 準確定申告 / ● 換価分割による譲渡所得税申告 / ● 相続後の確定申告

相続税ではないが、相続に関連して発生する税金関係の手続き

準確定申告

- ・ 被相続人について年の初めから死亡日までの確定申告。相続発生後 4 か月以内に申告。個人事業主、不動産所得がある方などは必須

換価分割による譲渡所得税申告

- ・ 相続発生後、不動産などを相続税申告前に売却し、現金化したのち相続人に分割する場合に、売却時点の譲渡所得税を申告する。

相続後の確定申告

- ・ 家賃が発生する不動産などを相続した場合、家賃収入に対する確定申告が必要。相続後に不動産売却した際も譲渡所得の申告が必要。

まとめ

財産の大小にかかわらず、
遺産整理や相続手続きは必須です。
しかしながら手間や時間を要します。

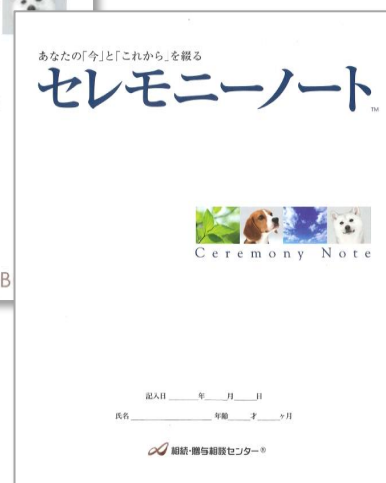
仕事や日常の生活等で多忙であったり、
相続人の方々がご高齢であるなど、遺産
整理を円滑に進めるためには相当の労力
を要します。

このようなご負担を軽減するために当事務所で委託を受け、
相続税申告だけでなく遺産整理をも実施しております。



アイリス相続クラブのご案内

相続・事業承継のメールマガジンや無料財産診断券、
小冊子プレゼントなどさまざまな特典を無料でご利用頂けます。
ご希望の方は、アンケートにチェックをお願いします。



お問い合わせ

お電話でのご相談・ご質問はこちら

東京事務所



03-5436-3737

福岡事務所



092-733-1840

 相続・贈与相談センター®
アイリス税理士法人